

## 天保九年(立教)以前の中山家 —なぜ「みかぐらうた」は書かれたのか—

文化7(1810)年、教祖中山みきは、13歳で庄屋敷村の善兵衛の嫁になった。

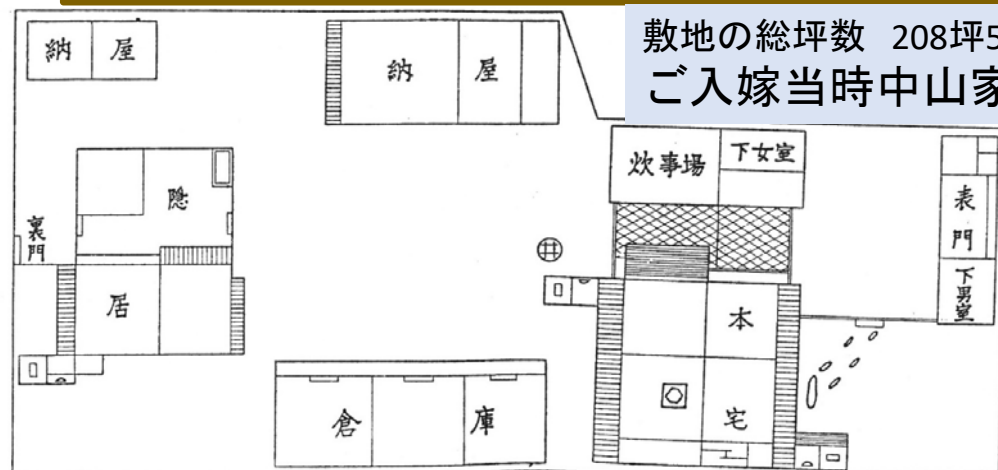
『天理教史料叢書第一集「おやしき変遷史図」』P1. 1951. 植田英蔵編

『稿本天理教教祖伝』のごく初めの頃の草稿である『天理教教祖伝草案第2稿』は、立教の場面を「天保八年、全国各地に騒動が次から次へと起り、大阪では大塩平八郎の乱があった。このような天下の騒乱と合図立て合って、…」という書き出しで始めている。現在の『稿本』が「十七歳の長男秀司は、母親みきに伴われて麦蒔の畑仕事に出た折、急に左足に痛みを覚え…」とあるのと比べると、その書き方に社会性を感じる。

また、『稿本』では、立教以前のみきの姿を書いた「生い立ち」では、少女の頃から優れていた、嫁いでは、身勝手な下女や作男、あるいは女乞食にもやさしくしたとか、預かった子の命を救うために自分の子の命を身代りにしたとかいう話ばかりで、社会性のある事柄は皆無である。

ここでは、中山家が「質屋」や「綿屋」を営んでいたとの伝承から、それが立教前の中山みきにどのような影響を与え、また立教につながっていったかを考えてみたい。

敷地の総坪数 208坪5合  
ご入嫁当時中山家

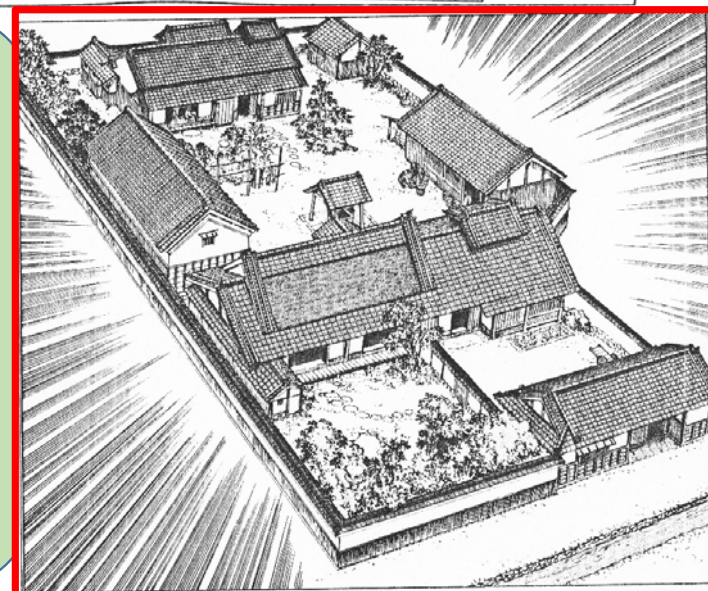


右の絵は、上の図面をもとに描き起こしたものと思われる。

(『天理時報』(週刊)1983年9月25日号.第2回.平田弘史)

「教祖絵伝」と題された『稿本教祖伝』の内容を劇画にしたもの。

1983年9月から1984年12月まで隔週に25回掲載された。第25回は、明治9年頃を扱っていたが、編集部と作者の意見が合わず、同回を最後に連載は中止になった。





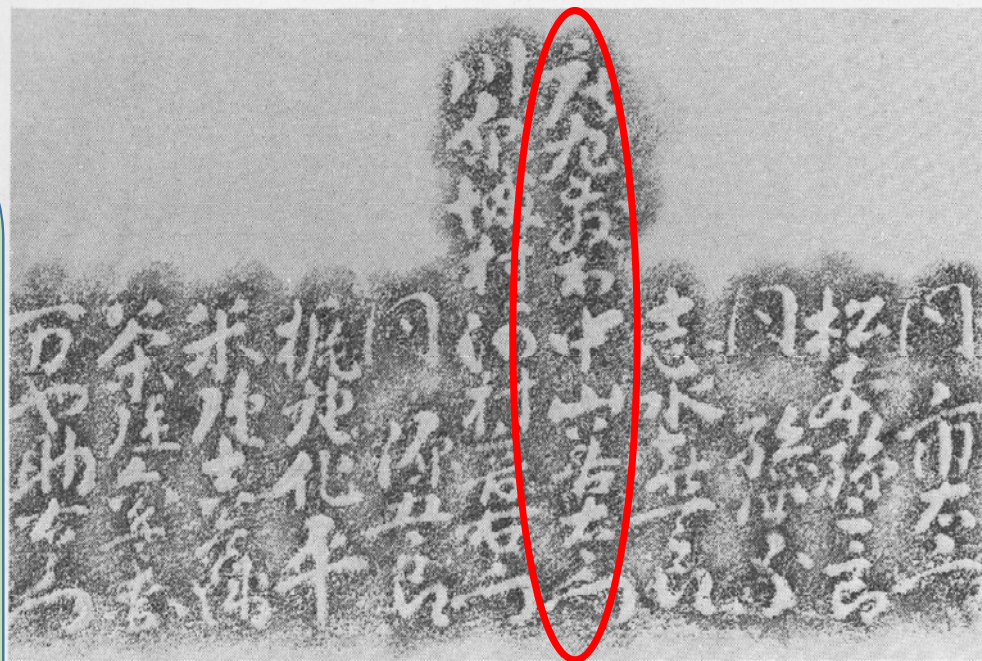
中山の姓は、江戸時代から使われていた。

中山の姓については、『六十年の道草』(中山正善.1977)にそのまま「中山という姓」の題がついた一文が入っている。この文では、中山の姓は庶民も名字が許された明治6年か、あるいは慶応2, 3年まで遡れるかもしれないと書いてある。

これを『中山みき研究ノート』(八島英雄.1987)は紹介し、中山の姓を強いて探せば石上神宮の灯籠に寄進者として中山の名があることを記している。ただ、『ノート』はその名を「中山善兵衛」と書いてしまった。そこを『ノート』の批判書として出された『あらかとよりょう149号』(1987.天理教青年会)は、「善右衛門」と指摘して写真を載せている。どういうわけか、同書が単行本化された『確かな教理理解のために』(1995.道友社)では、写真はない。

当資料6頁にある「庄屋」の資料には、同じ天保十年でありながら、「善兵衛」になっている。中山家は、当主が善兵衛、善右衛門を交互に名乗っていて、天保十年の時は、善兵衛である。

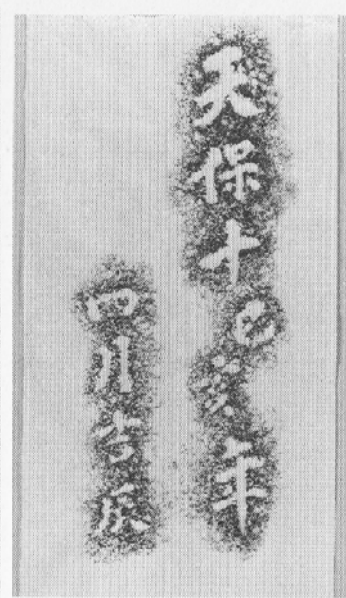
また、慶応3年に古市代官所に出された吉田神社への添書依頼の願書には、同一人物でありながら「善兵衛」「善右衛門」両方の名が記されている(『稿本』P100)。両方の名前は厳格には使い分けられていなかったのであろうか。



石上神宮灯籠台石の銘。中に「庄屋敷村、中山善右衛門」の名が見出せる。

(『あらかとよりょう149号』  
P42.1987.天理教青年会本部)

天保10年とある  
灯籠の寄進者  
の名前の中に、  
「中山善右衛  
門」とある。



石上神宮灯籠に彫られている年号



石上神宮鳥居前の灯籠

【『角川日本地名大辞典29』P572】

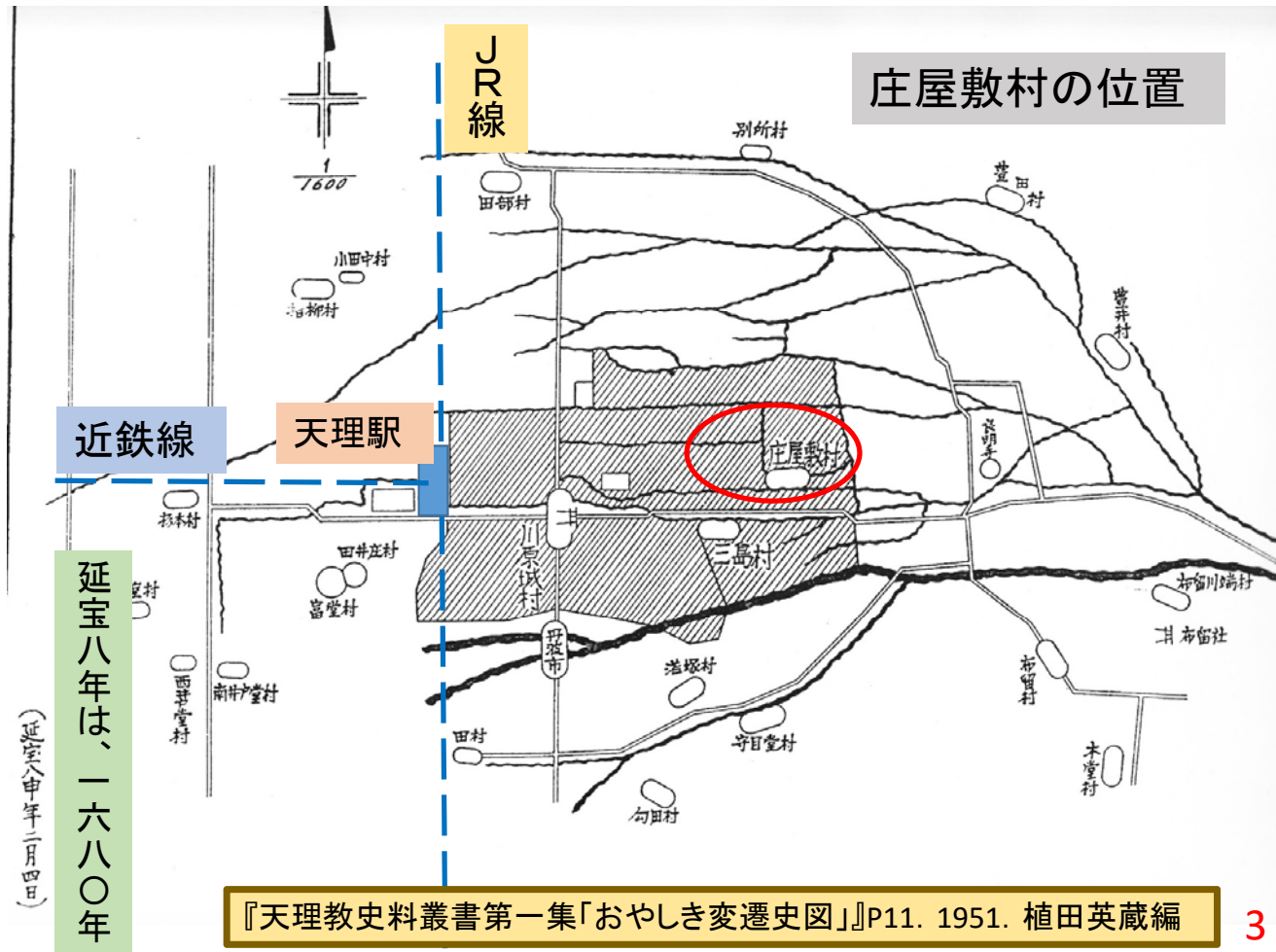
〈しょうやしき 庄屋敷〈天理市〉  
大和川支流布留川中流域に位置する。

〔中世〕庄屋敷 戦国期に見える地名。山辺郡のうち。石上神社の信仰圏である布留郷に属した。天文16(1547)年12月23日付田地売券（森家文書／改訂天理市史史料編1）に長原領内の布留神領田の売却について「ショウヤシキ 衛門」が認判している。また文明2(1470)年の石上神宮修復棟札写（改訂天理市史下）に「シヤウヤシキ 右馬」，永正13(1516)年の石上神宮宝蔵棟札（同前）には「庄屋敷 衛門殿」とある。布留社鰐口の銘にも「永正九(1512)壬申年八月二日施主正屋敷十郎御口」（同前）。

〔近世〕庄屋敷村 江戸期～明治10年の村名。山辺郡のうち。もとは三島村のうちで，慶安2年年貢免状に「三島之内庄屋敷村」とあり，「寛文郷帳」には当村名は見えないが，「元禄郷帳」では独立した村として村高が付されており，江戸前期に三島村から分村して成立した。ただし「元禄郷帳」では三島村枝郷と注記されている。なお「天保郷帳」では三島村のうちに含まれている。元和5年からは伊勢津藩領。村高は，「元禄(1688～1703)郷帳」**303石余**，「旧高旧領。」301石余。**寛延年間(1748～50)の戸数30・人数124，牛3**，惣堂がある（宗国史）。天保9(1838)年，当地で中山みき女が天理教を立教した。明治10年三島村の一部となる。〉

「庄屋敷」の地名は中世からあった。

庄屋敷村の戸数は各時代を通じてほぼ30戸、300石。三島村は304石で20町歩（「教史研究の宿題」P2.高野友治『天理教校論叢7号』1966）とこのことで、庄屋敷村も20町歩ほどと推定される。

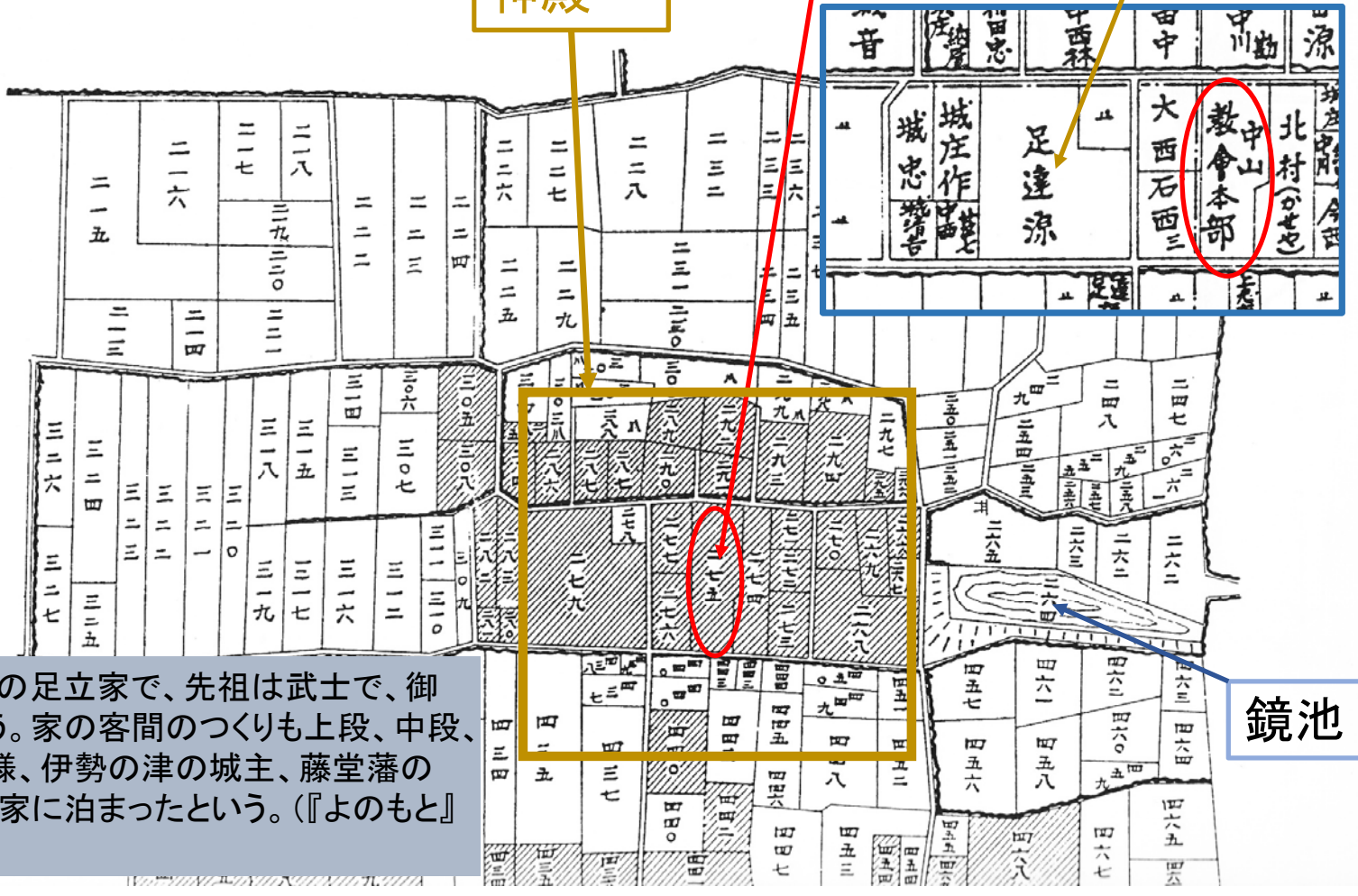




『天理教史料叢書第一集「おやしき変遷史図」』P13. 明治初年頃の実測図

三島村本部附近地籍圖

水	池	川	宅	道	竹	神	凡
流	泉	溝	地	路	藪	社	例



明治初年における三島村地籍図

原圖は明治初年

現在の丹波市町大字三島は、昔は庄屋敷村と三島村とにわかれていたのですが、明治十年三月十九日、合併願を当時の堺県に提出して、五月三十日附を以つて許可されています。当時は三島村も庄屋敷村も各参拾壹戸であつて、合併によつて三島村は六十式戸となつたのであります。文祿四年では庄屋敷村は式拾八戸となつています。この図面は、「おやしき」の拡張によつて、つぎ／＼と買収された土地の地番を知る便宜上載せたものであります。

文祿4年は、1595年

庄屋敷村で一番偉かったのは、無足人の足立家で、先祖は武士で、御所の殿様、森山氏の長老であつたという。家の客間のつくりも上段、中段、下段と区別されていて、庄屋敷村の殿様、伊勢の津の城主、藤堂藩の関係者が、大和に出張されたとき、この家に泊まつたという。(『よのもと』1986. 1月号.P35.高野友治)

## 中山家は庄屋をしていた。

天保10年の日付のある文書に「庄屋 善兵衛」とある。  
中山家は、当主が善兵衛、善右衛門を交互に名乗った。

庄屋敷村村役人表 (引用記録省略)

年代	庄屋	年寄	組頭	百姓惣代
寛政2(1790)	清 吉	伊右衛門 善右衛門		
4(1792)	清 吉	善右衛門		
文政5(1822)	宗右衛門	善兵衛 平三郎	武 助 (相頭惣代)	
6(1823)	宗右衛門	平三郎 善兵衛	伊三郎	嘉 助
7(1824)	宗右衛門	平三郎 善兵衛		伊三郎
"	惣右衛門	平三郎 善兵衛	伊三郎	嘉右衛門
天保3(1832)	善兵衛 (目附庄屋加役 萩別所村 萩村屋次郎)	平三郎 清 蔵	藤 蔵	藤 蔵 (同人)
安政3(1856)	重 助	惣右衛門 庄 作	忠兵衛 佐四郎	金 蔵

「庄屋」の前には「年寄」を務めている。

中山家の家柄について

中山家は村の庄屋をお勤めなされた家柄であることは、『天保十亥年三月晦日、二宗大和山邊郡庄屋敷村宗旨御改帳、庄屋敷組』とある古文書の末尾、即ち届出人の中に、  
右帳面入念吟味仕御條目之通堅相守申候為後日依如件  
天保十亥年三月晦日

庄屋敷村年寄	清 蔵
同 村同行	平三郎
同 村庄屋	善兵衛

進上

御奉行様

とあって、教祖様の御夫善兵衛様が庄屋の御役を勤められておられたといふ確證がある。これを見ても中山家は代々村の顔役であったことが推察出来やう。(『復元2号』P65)

## 中山家は周辺で「地持ち」と言われていた。

また、昔からこの界隈で

庄屋敷小在所西から見れば、  
足達金持ち善右衛門さん地持ち、  
はなのカセ屋は妾持ち

との民謡が言ひ傳へられておたといふが、さもあつたらうと思はれる。

備考 丹波市にも左のやうな民謡があつたらしい。

大和丹波市南からくれば、村田金持ち戸や源家持ち、北の豆腐屋の大男根持ち  
これは岩井尊人氏の話であるが、戸や源とは岩井家のことを言ったものだといふ。

(『復元2号』P65)

## 「地持ち」といわれた中山家はどのくらい土地を持っていたのだろうか。3～5町歩程度

中山家の田地は約**十五、六町歩**と思われる。年貢は百石と言うたから、一段一石として約十町歩。その外に山もあり、綿も沢山作って居られた。昔は田地の1/3は綿を作ったものやから、合わせると十三、四町歩、その他の畑も入れて、十五、六町歩になる。(昭和29・7・29清水由松談) / (『天理教教祖伝稿案第20稿』註P61.1955.天理教教会本部)

大和は結婚の時の家柄・格式にとともうるさい土地柄です。前川家と中山家は共に、五荷の荷で縁組をする格式の家でありました。そういう所から、五荷の荷を持って振り袖姿で嫁に入られた、ということになっていると思います。大和の様子を詳しく調べると、『巻向村史』には当時、大豆越村に四町歩以上の百姓がなかったという統計が出ています。大豆越村の山中忠七の家は七荷の荷を以つて縁組をする家柄でしたが、田地は四町歩以下ということです。中山家の記録でも**三町歩余り**が一番大きい時だったようです(注=『復元』三十号、二三九頁。櫟一四)。(『中山みき研究ノート』P44.八島英雄.1987.立風書房)

《自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト相當之百姓ニテ耕地モ**三町程**所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々損失ラ生シ候ニ付其迹来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相図リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復々残耕地ヲ抵富ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相當ミ候處商法上萬事利運ニ向イ  
(丹波市分署宛、手續上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書)》(『復元30号』P239)

「足達金持ち、善兵衛さん地持ち」といわれた足達家の地所が、天保九年(一八三八年)より二十三年前の文化十二年(一八一五年)で四町四反八畝である。—中略—山中家、足達家との関係から見て、**四町歩から五町歩**の間程度と推定するのが穏当と考える。(『あらきとうりょう149号』P49.1987.天理教青年会本部)

三島村三百石で二十町歩として、二百石というと十五町歩ということになる。事実、幕末の大和の農家で、十五町、二十町歩の田地持ちはおらなかつたようである。天理市史編纂員として、市内の資料を調べさしてもらったなかで、明和二(1765)年九月記入、田井庄村源右衛門(登氏)が、高にして九三石余、(田地にして、七、八町歩になるであろうか。)これが一番多かつた。合場村一品の惣三郎(山中氏)が四町五反九畝(天保二年)であつた。兵庫村では三町歩代三人(天保十一年)小田中村では二町一畝が一人(文政八年)、中村では二町代が四名(明治七年)という程度である。中山家の場合、**五町歩から十町歩**というところであろうか。(「教史研究の宿題」P3.高野友治)

※ 高野氏は、『よのもと』1986. 1月号(P35)では、田地は4町歩ほど。大和ではあの時代に4町歩以上持っていた家は数えるほどしかなかつたと書いている。



中山家は“**金貸し**”(「鴻ノ池」は金貸しの別名)、「**質屋**」をしていた。

中山家は、質屋と綿屋を営んでいた。当時の質屋は、田地も質物として取り、金を貸していた。それは他の質物のように単に担保として預かるという意味を越えて、田地の売買、地主、小作関係の発生という問題につながっていた。

また、綿作が江戸時代の天保の頃まで非常に盛んであった大和では、綿屋は、肥料の前貸しや綿の買取を通して、農民の経済に大きく関わっていた。

この2点は、江戸時代の農民の暮らしを考える上で非常に大きな意味を持っていた。

以下、資料によって考察していこう。

なほ古老の言に依れば、「足達は油屋、中山は鴻ノ池」とも呼ばれてゐたとかであり、門構への家造りで、地方屈指の豪農であったことは確かである。中山家が豪農であったことを窺ふに足るものとして、古い「銀子借用證」の一、二が現存してゐる。

○借用申銀子之事

七十匁ヲ借り屋敷ラ質物トスルノ澄

元禄十六年十月廿五日 庄屋敷村 彌作、源四郎外二名

○借用申銀子ノ事

百卅五匁、コレニ對スル質物ハ田六畝三步

正徳五年十二月十四日 借り主 久作外三名

○借用申銀子事

七十目、コノ貸物 畑廿歩

享保三年十二月十四日 孫四郎外三名

善五郎(?之助)殿(『復元2号』P67)

元禄16年=1703

正徳5年=1715

享保3年=1718

中山家は「**綿屋**」をしていた。

序に、右の古文書で見ると、昔、中山家は**質屋**をしてゐられたとも推察出来る。現在のやうに銀行などいふ便利な機関のない時代には、質屋は地方での金融元として相当の顔役であつたのではなからうか。なほ、質屋といふことについては、北村時計店方に今なお口という印判が残されてゐるらしいが、これは両家が合同して布留谷(豊井と豊田との分水岐点とのこと)に水車を経営されてゐた時の印であると、北村家では語つてゐるといふ。また、「**綿屋善右衛門**」とも称されてゐたらしい記録があるとか承つてゐる。管長様がそれに因んで「綿屋文庫」とか「綿屋蔵版」とかいふことを仰せられてゐることは皆も知つてゐるであらう。(『復元2号』

D62)

布留谷

庄屋敷

質屋善右衛門

横三寸七分

## 田畑の質入れって どういうこと？

安政二(1855)年の頃には、残った最後の三町歩余りの田地を、悉く同村の安達重助へ年切質に書き入れなされた。(『稿本天理教教祖伝』P38)

《 中山家の田地は、沢山お売りに成りた後、三町丈けのこりたのである。初より三町と云ふ意にあらず、それ以上御持ちなされたりき、是を十年の年きれで質に御入れになりた。後、明治初年に三町の土地帰る。(右、大正二年六月四日夜、管長様に聞く、梶本宗太郎誌) 》  
(『天理教教祖伝稿案(第20稿 昭和30.11.26)』P60.天理教教会本部)

年切質とは、田地を極めて安価に先方に売り渡しておいて、期間内に売手の方で金の都合のつき次第、直ちに買い戻すことのできる方法であるといわれる。(『稿本天理教教祖伝参考事典』P57.松隈青壺編.1972)

質地は借金のかたに、土地を質として金主(質取り主)に引き渡すこと、一般に質入れ年季が定まっておき、その期日に元金をかえして請戻さないばあい、流地となり所持権が移動することが特徴の土地売買の一形態であ

った。土地を金主にわたさないで、担保としたばあいは、書入れといって区別された。書入れには、利子がつくが、質地は金主が受け取った土地を経営して利益をあげることができるので、利子かつかず、元金で請戻すことができた。したがって年季になって、流地となるということさえなければ、質入れ主が土地を何年たっても請戻すことができるのは、べつに不思議ではない。じっさいにも年季を定めず、いつでも元金さえかえせば、請戻しができるという契約をしている質地証文もある。これを無年季有合次第請戻し契約というが、幕府などでは禁止されていた。何十年もたってから、請戻し出入がおきても処理にこまるためであった。(『近世の百姓世界』P25.白川部達夫.吉川弘文館.1999)

中山家は質屋をしていて、質物として田地を取っていたという。教祖伝の中に安政2(1855)年に中山家の方が質屋に田地を入れたという記事がある。年切質については、『稿本参考事典』などにその内容が書かれている。この土地は「明治初年に三町の土地帰る」とあるから、すでに10年以上経っているが、この頃にはみきへのお礼などでかなりのお金が入るようになっていたから、明治(明治元年は1868年)に入ってから元金を払って請け戻したということだろうか。

ただ、明治15年頃の中山家の地券の一覧が『復元2号』(P66)に出ている。これを見ると、ほとんど中山まつえ名義で2町歩ほどである。明治初年に3町歩の田地を請戻したのなら、もっとあってもいいと思うのだが。明治20年以降は、天理教本部は、屋敷の周辺の土地をどんどん買っているから、それと区別がつかなくなっているのかもしれない。

請戻したかどうかは別の事として、中山家は安政2年以降、みきの教えを聞く者が出てくる10年近くの間は、かなり生活も困窮したとも思われるが、大きな目的があるみきにとっては苦になる事でもなかったのではあるまいか。

しかし、これが一般の百姓であれば、質に入れた田地を小作地として借りて、生計を立てねばならず、その負担は大きかったようである。みきは、立教以前にそのような実態を「質屋」の家族として見ていたはずである。



# 明治14, 5年頃 の地券

豪農で所謂田地持ちと謳はれてみられたといふことに就ては、明治八年改正の印のある明治十四、五年頃の発行にかゝる「地券」が残存している。これで全部であるか否かは判然としないが、今これだけのものを整理して見ても、別表の通り、畑が四畝五歩、田が二町〇反一畝四歩、他に明治十七年八月四日附大阪府発行にかゝる中山新治郎名義の藪地二畝廿五歩がある。そして、これ等の畑も田も藪地も、教祖様が安政の頃十年の年切質にお入れ遊ばしたのを、戻り受けされたものと見るべきだらうが、なほこの他に貧者救助のために売却遊ばしたのも相当あったであらうことを考慮すれば、昔は可成りの田地持ちであったことは十分に肯ける。(『復元2号』P67.「教祖様御伝稿案(一).山澤為次.天理教教義及び史料集成部.1946)

〔舊地券表〕……但シ全部であるか否かは判然しない

名義人	反	數	地價	所	在	日	附
中山秀治	畑	町反畝歩	圓錢厘	川原城村558島ノ垣内		明治15.6.7	大阪府
〃	〃	3. 3	16. 5.4	〃 559島ノ垣内		〃	
〃	〃	1. 2	5.52.5			〃	
合計	〃	4. 5	21.57.9				
中山松恵	田	8. 24	67. 1.9	三島村3字才田		明治14.7.6	大阪府
〃	〃	2. 29	22.62.0	〃 4字才田		〃	
〃	〃	2. 1	16. 1.4	〃 47字八ノ坪		〃	
〃	〃	7. 3	55.58.9	〃 48字八ノ坪		〃	
〃	〃	1. 5. 25	132.63.6	〃 49字八ノ坪		〃	
〃	〃	1. 4. 18	126. 3.0	〃 50字八ノ坪		〃	
〃	〃	1. 6. 7	135.99.9	〃 52字八ノ坪		〃	
〃	〃	1. 20	10.16.9	〃 53ノ1南畑		〃	
〃	〃	2. 4. 22	188.42.5	〃 140字九ノ坪		〃	
〃	〃	2. 6. 17	209.10.3	〃 215字餘リ神		〃	

教祖様御傳稿案

〃	〃	2. 6. 17	209.10.3	〃 215字餘リ神		〃
〃	〃	1. 2. 27	134.39.7	〃 242字自光田		〃
〃	〃	8. 12	51.16.5	〃 263字宮井		〃
〃	〃	9. 8	67.29.9	〃 312西ノ辻		〃
〃	〃	1. 9. 17	142. 8.4	〃 338字北浦		〃
〃	〃	8. 15	47.48.2	〃 493字久津		〃
〃	〃	5. 6	29. 2.5	〃 494字久津		〃
〃	〃	4. 11	24.38.1	〃 495字久津		〃
〃	〃	4. 7	22.62.1	〃 526與二郎田		〃
〃	〃	1. 5	7.88.7	〃 632字辰巳垣内		〃
合計		2. 0. 1. 4	1489.93.5			
村田音治郎	田	9. 20	55.89.1	三島168字神號		明治14.7.6 大阪府
中山新治郎	藪地	2. 25	4.22.7	三島302字里中		明治17.8.4 大阪府

六六

『復元2号』P66. 天理教教義及び史料集成部.1946

田畑の質入れは、利息の他に  
小作料も払わなければならない

## 田地を質に入れた農民の暮らし

質物は田か畑かである。書入れのかたちをとることもあるが、書入れはいわゆる担保貸付けであって、貸借関係ができあがっても、その担保物件なる田や畑は、あいかわらず借主の農家の手もとにある。だが質入れとなると、その質物なる田や畑の利用権は質屋つまり貸主の手に移ることになるので、農家がひきつづいて耕しつづけるためには、その質物つまり田や畑を、質屋つまり金の貸主に借り賃を払って借りださなければならない。つまり小作料を納めるということである。金を貸している側とすれば質貸しのほうをえらびたい。ここでいわゆる地主小作関係同様のかたちができあがるのである。借りた金が返せなくなって担保に入れた田畑が流れた結果、借主が耕作権を失って小作人になるというのは書入れの場合である。借金が返せなくなったからではなく、借金をしたときから小作人になってしまうのが質入れである。そういう小作の仕方を質地小作といたりもする。

これは借金をしているものからすると、このうえなくきつい方法である。金を借りていることでその利息を年々払い、質に入れた自分の田畑を借りて耕すことで年々小作料を払わなくてはならない。支払いは完全に二重になる。江戸の後期に質地騒動というものが各地に起るのは、その残酷なまでの支払い請求にたいする反抗や訴えのためである。その苛酷さには幕府も驚いたとみえ、質貸しに利息と小作料を両立てにして取ることを抑制したり、ときには質権の解消を命じさえもしている。(『二宮尊徳』P17.守田志郎.農山漁村文化協会.2003.(初版1975.朝日新聞社))

左枠の文は、農業経済学者の守田志郎氏(1924 - 1977年)が書いた『二宮尊徳』という本の一部である。

二宮尊徳の家は、祖父に当たる銀右衛門(本家の次男)が造った分家で、分家した当時の田地の広さは不明であるが、銀右衛門には子供がなかったのも、本家の次男、利右衛門を養子にもらい、その時の田地は、2町3反6畝であったという。尊徳の父である利右衛門は、農業経営の才覚には恵まれていなかったようで、尊徳が父から譲り受けた田地は、7反5畝29歩であった。(約1町6反の減)

利右衛門という人は少々変わった人だったようで村人は「栢山(尊徳が生まれた村)の善人」と呼んだという。その理由を守田は次のように書いている。「利右衛門はよく村の人たちにほどこしをしたという。農家というものは、多分の余裕があっても、ほどこしはしない。ほどこしは部落の秩序をおかしくするからである。ほどこしがいつまでつづくものではないし、ほどこしをうけたものはみじめである。」(『二宮尊徳』P16.守田志郎)

ほどこしは所有の田地を減らしていき、1町6反ほどが他人の手に渡ったのである。その田地を減らす過程を守田は一般論として事細かに記し、左の引用文は、田地を質に入れるということはどうゆうことかが書かれている部分である。

繰り返しになるが、中山みきは、「質」を金を貸し付ける側から見たのであり、尊徳は、その後の考え方に影響を与えたかどうかは分からないが、金を借り、田地を失っていく側から見た。尊徳は、天明7(1787)年の生まれで、寛政10(1798)年生まれのみきとほぼ同時代を生きている。



# 「綿屋」って何をしてたの？

大和では、棉と米を作っていた。

綿作の農書、『綿圃要務』が「綿を作る事は大和の国に始めて作り、夫より河内・山城・摂津・・・」と記すように、江戸時代、特に天保期までは、大和では綿が多く栽培されていた。教祖に関する伝承の中にも綿に関するものがあり、中山家は綿屋をしていたという。

では、その綿作は大和の社会にどのような影響を与えたのだろうか。

## 大和の綿作

綿は16世紀後半から三河・遠江・大和・摂津・河内・和泉などで、商品作物として作られた。

大和では、ほとんどの農家で綿を作っていた。いま、大和に残る『農耕図絵馬』には、必ずこのように米作と並んで綿作が描かれている。収穫された綿花は、ろくろなど特殊な道具を使って種を取り除き、繰綿にする。

棉

米



○中山みき様のお働きの事。

綿の木を作って居て、それを引くのに右手に手拭をまいてシャツ／＼／＼とお引きになった。男二段、女一段半、と云うが、教祖様は二段半お引きになったと言う。

(『復元18号』より) 梶本宗太郎述「教祖様の思い出」  
宗太郎は、中山みき様の3女おはるさんの孫

(『週刊朝日百科日本の歴史86』 P8-266. 1987)



# 最盛期には田の4割に綿を植えていた！

# 「綿屋」は村々にいた

第16表 東安堵村の綿作付の変化

(村高 1459石4斗9升, 田83町4反5畝余, 畑13町3反4畝余) ①

年代	綿作付	綿/田
享保19年 (1734)	「田方八十町之内三十町余年々木綿仕付申候」②	37.5%
寛保4年 (1742)	「田方八十町余之内凡三分之通り木綿作仕候」③	33.0
宝暦10年 (1752)	「田方凡二歩程木綿仕候」④	20.0
天保14年 (1843)	「田方凡一步程木綿作仕候」⑤	10.0
安政4年 (1857)	綿2500斤⑥	2.5

減少

(註) ①元禄15年11月明委細帳②③④⑤何れも同じ年の明細帳, 宝暦10年明細帳によると田84町7反5畝余, 畑16町7畝余⑥反収125斤として約2町歩。

近畿地方では村々に綿仲買というものがあり、作った綿を実のあるままに買い集める。また、繰屋という家があって其の綿を受取り、農家から人をたくさん雇い入れて繰り道具で繰らせ、実を取り去り、繰綿とする。この繰綿を繰粉ともいう。さてこの繰粉を各地の間屋に売り渡すのだが、間屋はこれを農家の綿打ちに渡して打綿とし篠巻というものにする。これをつむいで糸にしたものを認(かせ)という木のわくに巻いて織問屋に売り渡す。それを縞木綿に織るには染物屋に渡して染めさせてから織るのである。また、織り上がった反物を集めた問屋はこれを呉服屋に売る。そのうち白木綿はさまざまにそめたり、絞りにするなどしてから呉服屋に売るのである(大蔵永常「綿圃要務」より意識)(『農業は農業である』P130.守田志郎.農文協.1971)

綿の栽培から呉服屋が売るまで、多工程を経る「綿」は、新しい時代の幕開けだった！

商人が仕入れて売ったら幾ら儲けたとか、商人が綿を仕入れてその綿で農家に木綿を一反織らせたら工賃払っても、いくら儲かったとか、そうこうしているうちに、原料を仕入れて加工すると儲かるということを常識のようにしてしまう**資本主義の時代**がやって来てしまったのであろう。(『農法』P130.守田志郎.農文協.1972)

東安堵村(現安堵町)は、庄屋敷村から西へ10キロほどのところにある。教祖が文久3年に飯田善六の子、岩治郎をたすけたことで教祖伝の中にもこの村の名前が出てくる。岩治郎は、明治の初めころ、中山家で暮らしたりもしたが、明治30年頃、教団が教祖の教えを捨て、国の方針に従う姿に抗する形で教団を離れた。

今、安堵町の人達は、江戸時代に綿が栽培されていたことなど全く知らず、たぶん綿作の衰退後、灯芯に使うイグサの栽培が盛んになったことから、郷土資料館では地元

の伝統産業だったとしてイグサの資料を展示している。



## 東安堵村(大和)の作付け面積はなぜ減少していくのか？

河内の綿作地帯の地方史を読んでいると「大和の三反、河内の一反」という諺のような言葉をよく目にする。

— 中略 —

『綿圃要務』の「大和の国綿の作り方」の中に「此国中(大和国)より宝暦の時分(一七五—~六四)には凡四万駄(大和国では壹本を九貫三百目入、三本を壹駄といふ)作出せしが、今(天保四年—一八三三ころ)は減じたりとぞ」とあるように、この七~八〇年間に大和国の綿作は減少したのに対し、前述するように天保期は河内の綿作が最盛期に達するのである。このように一方(大和国)は綿作が衰退過程をたどり、他方(河内国)は綿作の黄金時代に入る過程において、「河内の綿作は、大和の三倍ぐらい割がいい」などという噂を、比喩的・諷刺的に語呂のよい諺として人々がいうようになったのではなかろうか。(『河内木綿史』P35.武部 善人.吉川弘文館.1981)

- (1) 大和国の綿 糸口(糸取用)には悪しきとて、中入口(中入綿用)にする也。綿堅く、毛太く、くりたる所の粉(綿)見付劣れり。
- (2) 摂津国の綿 色白くして見付よければ、十人好する也。糸口又は小袖(絹の綿入の衣服に入れる)にするに宜しとて、関東向にても摂津国綿を専ら好めり。
- (3) 河内国の綿 摂津国の綿より少し赤き方なれども、大和其外の国に競(くらぶ)れば色白き方なり。全体糸口にしては外の国よりも河内綿の方最上なるべし。(『河内木綿史』P22)

米遣い経済においては余剰は農民の手に残らなかったが、綿作農民は綿を、さらにそれを加工して木綿に織って売れば、綿の二倍以上の粗収益をあげることが出来、有利な綿や木綿を販売し、その金で米作地帯や他の米作農家から米を購入して、いわゆる『米買納』することによりさらに手元に余剰が残ることを知った。これは綿作ないしは余業としての木綿生産を行う農民が自然に体得した、日本経済史上におけるきわめて重大な新事実であった。(『河内木綿史』P267)

東安堵村の時代による綿作の耕作面積の変化は、大和の置かれた綿作の位置を端的に表している。そもそも大和で綿作が盛んになったのは、水不足のため、すべての田に稲を作付けすることができず、村のルールとして田の一部は他の作物にせざるを得ないという事情があったからでもあり、綿作それ自体も儲けが出、更に加工することによっても利益が出る綿は、他の地域でもその栽培が盛んになり、品質で劣る大和の綿はその競争に敗れていったのである。

では、大和に替わって綿作の中心地になった河内ではどのようなことが起こったのだろうか。

第 24 表 下小坂村 (石丸知行分) 階層分化進行の状況

	享保 15 年 (1730) 戸数	天保 12 年 (1841) 戸数
100石以上		1
100~50		0
50~30	1	2
30~20	4	4
20~10	12	5
10~5	16	7
5~1	12	16
1石以下	13	34
計	58	69

(同P196) 第 49 表 天保 12 年石高所有者の階層別所持石高の變遷

天保12年所持石高階層別	戸數	天保12年 平均石高	弘化 3 年 平均石高	嘉永 4 年 平均石高	安政 3 年 平均石高	文久 1 年 平均石高	慶應 2 年 平均石高	明治 4 年 平均石高
100石以上	1	117.022	234.527	228.190	292.989	314.186	325.107	311.468
20石以上 50石未滿	5	29.644	19.392	18.797	12.209	12.121	10.804	10.353
10石~20石	4	12.689	11.400	12.023	7.452	3.837	0.942	0.818
5石~10石	7	7.109	7.346	6.860	5.519	4.384	4.414	4.737
1石~5石	15	3.285	2.318	2.102	1.995	1.411	1.195	1.195
1石以下所有者	9	0.372	0.327	0.254	0.378	0.378	0.732	0.552

(下小坂村は、現東大阪市近鉄河内小坂駅の南東地域)

貧富の差がどんどん激しくなってきた！

河内、下小坂村では1730年に50石を越える農家は一軒もなかったにもかかわらず、天保12年以降に一軒出現し、しかも次第に石数を増やして1861(文久1)年には300石を越えている。その半面、50石未滿の農家では、すべてのランクで石高を減らしている。農家間の貧富の差が拡大しているのである。それは右の引用文にもあるように、作物としての綿の特性によるのであるが、肥料商、綿屋などが高利貸的役目をはたしてその拡大に拍車をかけた。大和では、幕末でも3~4町歩(50石くらい)というのが大きな農家の上限だったようだ。これは、綿作が天保年間以降に減少したため、それを契機とする階層分解が抑制されたためではないかと考えられる。

綿は稲などに比べて、きわめて多肥・多労を要する作物であった。魚肥や油粕を中核とする高級な有機質肥料の必要性は、農村内部に肥料商の出現を誘発し、肥料代金をめぐって前貸的・高利貸的な支配・隷属関係発生を契機を与えた。本来綿作は自然条件に強く支配され、豊凶の差が激しいため、凶作の際には零細綿作農民は、肥料商ばかりでなく、大坂の綿問屋や農村内部に簇生する木綿買商人にも隷属支配され、階級分解ないしは初期=原型的な産業構造の分解が促進された。(『河内木綿史』P268)



干鰯(他に鯨粕など)



肥料(こえ)代が全生産費の6割を超えている。

肥料代は農家にとって最も重い負担であった。

綿は現金収入になって儲かった!?

第5表 自作経営生産費(天保13年)

費目		価額	比率
肥料	干鰯類	1,760.0	50.0
	小便	460.0	13.0
	小計	2,220.0	63.0
労賃	年備	800.0	22.7
	日備	324.0	9.2
	小計	1,124.0	31.9
農具	鎌 9丁	7.2	0.2
	農具修繕	60.0	1.7
	綿くり道具損料	7.0	0.2
	犁先・犁・鋤	10.0	0.3
	笠・みの	23.9	0.7
	ふご・庭小計	21.0	0.6
用水修理用土俵		48.0	1.4
総計		3,521.1	100.0

若江郡新家村(現東大阪市)の農家  
(稲、綿、麦をほぼ1・2・2の比率で作っていた。)  
(『古島敏雄著作集⑧』P66.東大出版会.1956)

江戸時代の最盛期には、農地の3割に綿が植えられていた。

必要  
綿作には、稲作の2倍、菜種の2・5倍、麦の2・8倍の肥料が必要

綿は、もうけのでる作物であったが、肥料の購入代を必要とし、不作などの年には、借金を背負うことになり、田畑を失う農民が生まれた。

奈良盆地では、十七世紀の後半以降、商業的農業が進展し、農民は農作物の販売、金肥の購入という両面から、商品経済に深くまきこまれるようになった。こうした商品経済の農村への浸透は、すべての農民に有利にはたらいたわけではなく、農村の内部では、富を蓄えて豊かになっていく農民が出現する一方、没落する農民も数多く出るようになり、没落農民が手放した田畑や屋敷は、富裕な農民の手元に集積されていった。**農民層の階層分化が進行する**ようになったのである。（『日本の近世⑧村の生活文化』谷山正道著1992中央公論社192～197頁）

本来ならば、綿作農民の手元に残るべき余剰は、年貢として、また綿商人や地主、あるいは金貸し(質屋)によって吸い上げられ、多くの農民を難渋の中へ落とし込んだのである。中山家は、このような社会の中で、数反所有の農家として綿作に手を染め、綿屋、質屋を営みながら、その成功者として三町余りの土地を集積していったのだろう。

中山家が、近在の土地を集めて地主に成り上がっていくのは、近世に広く大和地方で行われていた綿作が、多くの肥料を必要とし、そのため干鰯や油粕などの金肥の購入を質屋や肥料商などからの借金によったため、不作や綿価の暴落などによって返済不能に陥った場合、農民は、土地を手放さざるを得ないという状況が広く存在したことによる。ここに豊かになるための手段としての肥が、逆に、人々の暮らしをより貧しくしてしまう姿がある。

中山みきが残した『みかぐらうた』は、十二下りの冒頭、一下り目で

一ツ正月こゑのさづけは やれめづらしい／ 二二につこりさづけもろたら やれたのもしや

三二さんざいこゝろをさだめ／ 四ツよのなか

と説く。散財という、一見豊かになることとは逆の方向への切り替えによって、豊年満作になるというのである。

(世の中―「豊年満作」の意。大和地方の方言・日本の古語)

また、十一下り目では、

十ド ことしハこえおかず じふぶんものをつくりとり やれたのもしやありがたや

とある。

このような考え方は、以上見てきたような立教以前のみきの生活体験抜きには生まれえなかったものであろう。そして、それは、現代社会にも同じような問題が存在し続けていることが推測され、それゆえに、みきの教えは、幕末という一つの時代から生まれたものでありながら、今の時代の問題に対する処方箋たり得る内容を持っているのである。